

日本銀行における職員の給与等の支給の基準

日本銀行は、日本銀行法（平成９年法律第８９号。以下「法」という。）第３１条の規定に基づき、日本銀行の職員の報酬、給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を、次のとおり定める。

１．基本的な考え方

法第３１条第１項では、職員の給与等の支給の基準について、社会一般の情勢に適合したものとするのが求められている。支給の基準を定めるに当たっては、こうした法の趣旨を踏まえ、以下の点をその基本的な考え方とする。

- （１）職員の給与等は、各資格に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- （２）職員の給与等は、日本銀行の適切な政策運営及び業務サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、そうした人材の、主要民間金融機関のほか主要民間企業等における処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- （３）職員の給与等は、日本銀行の業務及び財産の公共性にかんがみ、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

２．事務職員、技術職員、庶務職員及び企画専門職員の給与等

（１）給与等の区分

事務職員、技術職員、庶務職員及び企画専門職員（注）（以下「事務職員等」という。）の給与等の区分は次のとおりとする。

イ、給与……定例給与、諸手当、賞与

ロ、退職手当

（注）企画専門職員とは、役職定年に伴って、満年齢６０歳に達する月の末日に管理職を退いた者をいう。

（２）定例給与

イ、定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなるものとする。

（イ）俸給は、職種等の区分に応じて支給する。ただし、管理職及び企画専門職員（以下「管理職等」という。）については、業績に顕われた能力に応じて支

給する。

(ロ) 資格給は、資格等に応じて支給する。ただし、管理職等には支給しない。
また、資格給は、能力、機能度により加給または減給することがあるほか、
担っている役割に応じて加給することがある。

(ハ) 扶養手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上もしくはこれに相当する者または企画専門職員には支給しない。

ロ、満年齢55歳以上の者の俸給および資格給については、4.(1)で政策委員会
が定めた金額に一定の率を乗じて減額する。

ハ、海外駐在員事務所に勤務する者の定例給与については、4.(1)で政策委員会
が定めた金額を基に本邦と勤務地の物価格差等を調整して支給する。

(3) 諸手当

諸手当は、職務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、海外勤務手当、宿直手当、
住居手当、単身赴任手当、昼食及び通勤手当からなるものとする。

イ、職務手当は、職位にある者及びこれに準ずる者に、その職責、職務負担等に応
じて支給する。

ロ、時間外勤務手当は、所定勤務時間（フレックスタイム制の適用対象者について
は、清算期間において勤務すべき時間）を超えて勤務した者及び休日に勤務した
者に、夜間勤務手当は、所定勤務時間が予め定められた夜間時間帯にかかる勤務
を行った者に、それぞれ支給する。

ハ、海外勤務手当は海外駐在員事務所に勤務する者のうち一定の条件を満たす者に
支給する。

ニ、宿直手当は、宿直及び日直を行った者に支給する。

ホ、住居手当は、世帯主及びこれに準ずる者のうち、自家に居住する者または行舎
以外の借家・借間に居住し一定額以上の家賃を支払っている者に支給する。

ヘ、単身赴任手当は、転勤に伴って、やむを得ない事情により生活の本拠地を離れ
て単身赴任する者に支給する。

ト、昼食は、原則として現物をもって支給する。この場合、職員から昼食拠出金を
徴収する。

チ、通勤手当は、公共交通機関を利用して通勤する者及びこれに準ずる者に対し、
運賃相当額を支給する。

(4) 賞与

イ、賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職等は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

ロ、賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。賞与の支給条件はその都度定める。

ハ、就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があり、そのために解雇されまたは退職した者に対しては、賞与を支給しない。

(5) 退職手当

退職手当は、退職一時金及び年金からなるものとする。

イ、支給の条件等

事務職員等が一定期間以上勤務した後、退職または在職中死亡したときは、退職手当を支給する。ただし、就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があり、そのために解雇されまたは退職した者に対しては全部または一部を支給しないことがある。また、年金受給資格を有する者で、日本銀行の信用、名誉を毀損する等不都合な行為があったときは、年金の支給を停止し、または廃止することができる。

ロ、退職一時金

退職一時金は、退職または在職中死亡のときの退職手当計算の基準となる俸給（以下「退職手当計算基準俸給」という。）に、標準年齢（注）等に応じた支給割合を乗じた金額を、退職または在職中死亡の際、一時に支給する。その際、功労に応じ、退職手当計算基準俸給に一定の支給割合を乗じた金額を、功労金として加給することができる。また、満年齢60歳に達する月より前に退職する管理職について、4.（1）で政策委員会が定めた要件を満たす場合には、退職手当計算基準俸給に一定の割合を乗じた金額を、割増金として加給することができる。

（注）予め定めた入行時の基準年齢をもとに、毎年度1歳ずつ加算した年齢区分。

ハ、年金

（イ）年金の計算および支給方法

年金は、退職手当計算基準俸給に、標準年齢および資格等に応じた支給割合を乗じた金額を年額とし、退職の翌月から終身支給する。ただし、定年年

齢に達する月まで年金の支給を停止することがある。

(ロ) 遺族年金

- a. 在職中または上記(イ)に定める支給停止期間中に死亡した事務職員等の遺族に対しては、本人の死亡の翌月から10年間遺族年金を支給する。
- b. 年金を受けている退職者が年金支給開始の月から10か年未満の期間内に死亡したときは、引続きその遺族に対し、本人に年金の支給を開始したときから10か年に満つる月まで年金を支給する。
- c. 上記a. またはb. に該当する場合において、一時金として支給することを適当と認めるときは、年金に替え一時金を支給する。
- d. 配偶者（本人の退職時または在職中死亡時に、主としてその収入によって生計を維持していた配偶者に限る。）に対する遺族年金は、(イ)に定める本人に対する年金の支給が終了した後において、(イ)で計算した金額の1/2を終身支給する。ただし、a. もしくはb. に定める年金の支給を受けるときは、当該年金の支給が終了した後に支給する。

3. エキスパート職員の給与

エキスパート職員（注）の給与は月手当、諸手当及び賞与からなるものとする。

（注）エキスパート職員とは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）における「継続雇用制度」に基づく再雇用者をいう。

- (1) 月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。
- (2) 諸手当は、事務職員等に準じて支給する。ただし、住居手当は支給しない。
- (3) 賞与は、事務職員等に準じて支給する。

4. 給与等の支給額等の決定及び開示

- (1) 2. 及び3. の給与等の支給額及び支給割合等は、政策委員会が定める。
- (2) (1) で定めた給与等の支給額及び支給割合等は、政策委員会が定めた方法、頻度により開示する。

5. その他

- (1) 寮勤務員等2. または3. に定めのない職員及び2. または3. に定める職員の

うち特別な勤務形態の者の給与等の取り扱いは、職務内容または勤務形態に応じて、2. または3. に定める基準及び社会一般における処遇状況を考慮して、総裁が個別に定める。

(2) 特段の事情により、4. (1) で政策委員会が定めた内容に拠り難い場合には、政策委員会の議決を経て別の定めをすることができる。

(3) 総裁は、この支給の基準の実施に必要な細目及び運用に関する規定を定めることができる。

附則

1. 発効日

この基準は、平成10年10月1日から効力を生じるものとする。

2. 経過措置

従前の給与体系改正時に実施した経過措置のうち、平成10年10月1日現在有効なものについては、この基準の発効後も効力を有するものとする。

附則（平成16年6月18日）

1. この一部変更は、平成16年7月2日から実施する。

2. 俸給に係る経過措置

総合1級の資格にある者に支給する平成16年7月から平成17年6月までの俸給は、この基準の2. (2) イ、(イ)の規定にかかわらず、従前の規定に基づく本給及び資格給の合計額とする。

附則（平成16年10月1日）

この一部変更は、平成17年4月1日から実施する。

附則（平成17年11月25日）

この一部変更は、平成18年4月1日から実施する。

附則（平成19年11月2日）

この一部変更は、平成20年1月1日から実施する。

附則（平成19年11月2日）

1. この一部変更は、平成20年4月1日から実施する。

2. シニアスタッフに係る経過措置

従前の規定に基づくシニアスタッフにある者に支給する平成20年4月からの給与は、この基準の3.の規定にかかわらず、従前の規定に基づく月俸、諸手当及び賞与とする。

附則（平成22年3月30日）

1. この一部変更は、本年7月末までの総裁が別に定める日から実施する。

2. 俸給に係る経過措置

本変更実施時点で管理1級の資格にある者のうち、旧制度上参事および参事補の資格にあった者（これに相当する技術職員1種の職員を含む）に支給する平成23年6月までの俸給は、この基準の2.（2）イ、（イ）の規定にかかわらず、従前の規定に基づく俸給及び資格給の合計額とする。

附則（平成26年9月26日）

1. この一部変更は、平成27年4月1日から実施する。

2. 特別嘱託およびシニアスタッフに係る経過措置

従前の規定に基づく特別嘱託またはシニアスタッフにある者に支給する平成27年4月からの給与は、従前の規定に基づく月俸、諸手当及び賞与又は月手当及び諸手当とする。

附則（令和元年9月10日）

この一部変更は、令和2年4月1日から実施する。

附則（令和5年10月6日）

この一部変更は、令和6年4月1日から実施する。

以 上

(参 考)

事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員
及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等
(令和6年10月1日現在)

目 次

1. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の定例給与

(1) 俸給

イ、管理職及び企画専門職員

ロ、管理職等以外の職員

(2) 資格給

イ、基本資格給

ロ、特別加減給

ハ、役割加算

(3) 扶養手当

(4) 満年齢 55 歳以上の者の俸給及び資格給の取扱い

(5) 海外駐在員事務所に勤務する者の取扱い

2. 諸手当

(1) 職務手当

(2) 時間外勤務手当

(3) 夜間勤務手当

(4) 海外勤務手当

(5) 宿直手当

(6) 住居手当

(7) 単身赴任手当

(8) 昼食

(9) 通勤手当

3. 賞与

4. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の退職手当

(1) 退職一時金

イ、退職手当計算基準俸給

(イ) 退職手当本給

(ロ) 退職手当資格給

ア. 退職手当基本資格給

イ. 退職手当特別加減給

ロ、退職一時金基本支給割合

ハ、功労金支給割合

ニ、早期退職加算割合

(2) 年金

イ、基本支給割合

ロ、資格・職務乗率

5. エキスパート職員の月手当

(別表 1) 基本資格給

(別表 2) 退職手当基本資格給

(別表 3) 退職一時金基本支給割合

以 上

1. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の定例給与

事務職員（管理職、総合職、特定職及び一般職）、技術職員、庶務職員、企画専門職員の定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなる。

（１）俸給

イ、管理職及び企画専門職員（以下「管理職等」という。）
……業績に顕われた能力に応じて支給する。

（年額）

1,450万円～850万円

（注）１．年額の12分の1の額を月額とする（百円未満切上げ）。

２．管理職における俸給（年額）と職位については、原則として以下の対応関係による。

（年額）

局長・審議役級	参事役級	企画役級
万円	万円	万円
1,450 ┆ 1,200	1,300 ┆ 1,000	1,200 ┆ 850

ロ、管理職等以外の職員……職種等の区分に応じて支給する。

職種等	月額
事務職員（除く管理職） 技術職員１・４種	円 100,000

技術職員２種 庶務職員	70,000
----------------	--------

（注） 技術職員１種のうち管理１級に相当する者は、管理職に準ずる（以下同じ）。

（２）資格給

資格給は、基本資格給、特別加減給及び役割加算からなる。
ただし、管理職等には支給しない。

イ、基本資格給

基本資格給は資格等に応じて支給する（支給額は別表１参照）。

ロ、特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

（１単位当りの加減給額＜月額＞）

- ・ 総合職 …………… 10,000円
- ・ 特定職・技術職員１種 …… 2,500円（特定書記は2,000円）
- ・ 一般職・技術職員４種 …… 1,500円（一般書記は1,000円）
- ・ 技術職員２種 …………… 1,000円
- ・ 庶務職員 …………… 1,000円

（注）制度移行（平成17年4月1日実施）時においては上記単位当り金額にかかわらず付与することができる。

ハ、役割加算

役割加算は、資格等に照らし特に重い役割を担っているなどの事情から、給与上配慮が必要と認められる場合に、その担っている役割に応じて一定額を基本資格給に加給する。

職種・コース等	支給額（月額）
一般職・技術職員４種	10,000 円または 5,000 円
庶務職員	10,000 円または 2,500 円

（３）扶養手当

扶養手当は、本人の収入によって生計を維持する扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上もしくはこれに相当する者または企画専門職員には支給しない。

区 分	月 額
配偶者または配偶者が ない場合の第１子	24,000 円
その他の子	10,000
障害者	10,000

（４）満年齢 55 歳以上の者の俸給及び資格給の取扱い

満年齢 55 歳以上の者については、（１）及び（２）で定めた俸給及び資格給に以下の率を乗じた額をもって俸給及び資格給とする。ただし、本人の職責及び勤務成績に応じて、それぞれの率につき－１０／１００から＋２０／１００までの範囲内で加減することができる。

イ、満年齢 55 歳以上同 58 歳未満の者
８０／１００

ロ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の管理職以外の者
６５／１００

ハ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の管理職及び満年齢 60 歳以上同 65 歳未満の者
５５／１００

（５）海外駐在員事務所に勤務する者の取扱い

海外駐在員事務所に勤務する者の定例給与については、（１）、（２）及び（３）で定めた俸給、資格給及び扶養手当の合計額から所得税及び地方税相当額を控除した金額を基に、都市別の物価水準や海外における勤務負担を勘案のうえ、現地通貨に換算して支給する。

なお、（１）、（２）及び（３）で定めた俸給、資格給及び扶養手当の合計額の一部を国内で円貨により支給することができる。

2. 諸手当

(1) 職務手当

職務手当は、職位にある者及びこれに準ずる者に対し、その職責及び職務負担等に応じて支給する。支給時期は5月及び11月とする。

イ、事務職員、技術職員1・4種

職 位	職務手当 (1回当り支給額)
局長・審議役級	1,050,000 800,000 750,000
参事役級	750,000 700,000 600,000 550,000
企画役級	550,000 500,000 450,000 400,000 350,000 300,000
企画役補佐級	300,000 240,000 200,000

代 理	150,000
主 査	72,000
事務主任	54,000
事務副主任	45,000

ロ、技術職員2種、庶務職員

職 位	職務手当 (1回当り支給額)
主 任	150,000
副主任	90,000

(2) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、所定勤務時間（フレックスタイム制の適用対象者については、清算期間において勤務すべき時間）を超えて勤務した者、休日に勤務した者、深夜に勤務した者及び法定労働時間を超えて勤務した者に、その勤務区分に応じて支給する。

勤 務 区 分	手当額
平日の実働 8 時間までの時間外勤務（フレックスタイム制の適用対象者については清算期間において勤務すべき時間を超え法定労働時間までの勤務）	通常の労働時間の賃金の 100%の金額
平日の実働 8 時間を超える時間外勤務（フレックスタイム制の適用対象者については清算期間における法定労働時間を超える勤務）	同 125%の金額
休日勤務	同 135%の金額
深夜勤務（午前 0 時から午前 5 時までおよび午後 10 時から午後 12 時まで）	同 25%の金額
1 日 8 時間までの実働勤務の週合計が週法定労働時間（40 時間）を超えたときの当該超過時間の勤務	〃
1 か月の法定労働時間を超える実働勤務が 60 時間を超えたときの当該超過時間の勤務	〃

（注 1）平日の実働 8 時間を超える時間外勤務かつ深夜勤務の場合には通常の労働時間の賃金の 150%の金額を支給。休日勤務かつ深夜勤務の場合には通常の労働時間の賃金の 160%の金額を支給。

（注 2）「1 日 8 時間までの実働勤務の週合計が週法定労働時間（40 時間）を超えたときの当該超過時間の勤務」にかかる時間外勤務手当については、当該勤務に対して「休日勤務」にかかる時間外勤務手当を支給している場合には支給しない。

（注 3）代替休暇を取得する者の当該代替休暇に相当する時間外勤務に対しては、「1 か月の法定労働時間を超える実働勤務が 60 時間を超えたときの当該超過時間の勤務」にかかる時間外勤務手当を支給しない。

（注 4）企画役級以上の職位にある者については、上記表によらず、休日及び平日深夜の勤務に限り、通常の労働時間の賃金の 25%を支給する。

(3) 夜間勤務手当

夜間勤務手当は、所定勤務時間が予め定められた夜間時間帯にかかる勤務を行った者に、勤務時間帯及び職位に応じて支給する。

区 分		勤務 1 回 当り支給額
終業時刻が午後 8 時を超え午後 10 時以前の場合	企画役補佐級以上の職位にある者	円 3,200
	その他の者	2,800
所定勤務時間の一部または全部が午後 10 時から翌日午前 5 時の間にかかる場合	企画役補佐級以上の職位にある者	6,000
	その他の者	5,000

(注) 実働時間が、就業規則に定められた所定勤務時間内であれば、時間外勤務手当支給の対象外とする。

(4) 海外勤務手当

海外勤務手当は、海外駐在員事務所に勤務する者のうち以下に該当する者に対して支給する。なお、海外駐在員事務所に勤務する者には時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、単身赴任手当及び通勤手当は支給しない。

イ、教育費用が発生する者に対し、実費相当額を支給する。
ただし、実費が、その勤務地における一般的な日本人学校・補習授業校の学費相当額を超える場合の超過部分については、その超過部分（ただし、同学費相当額と同額を

上限とする。）の 70%相当額に限り支給する。

ロ、生活環境差への配慮が必要と認められる地域に勤務する者に支給する。

勤務地	支給金額（月額）
北 京	3,500 人民元

ハ、国内に家族を残留させる者に対し、勤務地に応じて支給する。

勤務地	支給金額（月額）
	円
米 州	73,000
欧 州	91,000
香 港	28,000
北 京	32,000

(5) 宿直手当

宿直手当は、宿直及び日直を行った者に支給する。

(勤務 1 回当り)

		平 日	休 日	年末年始
宿直・日直		円	円	円
	宿直主任	9,600	9,900	10,600
	その他の者	9,300	9,600	10,300

(6) 住居手当

住居手当は、世帯主及びこれに準ずる者のうち、自家に居住する者または行舎以外の借家・借間に居住し標準家賃額以上の家賃を支払っている者に支給する。

		(月額)	
		世帯主	準世帯主
		円	円
住居手当甲		5,000	3,000
住居手当乙	首都圏	55,000	31,500
	その他	38,000	21,500

標準家賃：世帯主 11,000 円、準世帯主 9,000 円。

- (注) 1. 住居手当甲は自家居住者に支給する。
 2. 住居手当乙は、行舎以外の借間・借家に居住し、標準家賃を超える家賃を支払っている者に、標準家賃との差額相当額を支給する（上記金額を限度とする）。
 3. 首都圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県の 1 都 4 県を指す。

(7) 単身赴任手当

単身赴任手当は、転勤に伴って、やむを得ない事情により生活の本拠地を離れて単身赴任する者に支給する。

	支給区分および支給金額（1 か月当り）						
	生活の本拠地と勤務地間の距離						
	100 km 未満	100 km 以上 200 km 未満	200 km 以上 400 km 未満	400 km 以上 600 km 未満	600 km 以上 800 km 未満	800 km 以上 1,000 km 未満	1,000 km 以上
企画役級 以上の者	円 24,000	円 39,000	円 50,000	円 59,000	円 66,000	円 70,000	円 77,000
その他の 者	20,000	35,000	46,000	55,000	62,000	66,000	73,000

(8) 昼食

昼食は、原則として、昼食拠出金（個人負担：月額 2,700 円以上）と昼食費（銀行負担：1 人につき同 2,500 円）の合計額の範囲内において、現物をもって支給する。

(9) 通勤手当

公共交通機関を利用して通勤する者及びこれに準ずる者に対し、運賃相当額を支給する。

3. 賞 与

(1) 賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職等は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

(2) 賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。最低支給部分は基準日の資格等に応じて支給し、査定支給部分は各期(注)の業績査定に応じて支給する。その他の賞与の支給条件はその都度定める。

(注) 管理職等は4月から翌年3月を、管理職等以外の職員は4月から9月まで及び10月から翌年3月までを指す。

(3) 就業規則に定める懲戒事由に該当する行為があり、そのために解雇されまたは退職した者に対しては、賞与を支給しない。

4. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の退職手当

(1) 退職一時金

退職一時金は、事務職員等が満1年以上勤続した後に、退職または在職中死亡したときに支給する。

退職一時金は、退職手当計算基準俸給に基本支給割合を乗じたものとする。その際、功労に応じ、退職手当計算基準俸給に功労金支給割合を乗じた金額を、功労金として加給することができる。また、満年齢45歳以上であり、かつ勤続20

年以上の管理職であって総裁が認定した者(以下「認定退職者」という。)が満年齢60歳に達する月より前に退職する場合には、満年齢60歳と退職の日における認定退職者の年齢の差に相当する年数および早期退職加算割合を退職手当計算基準俸給に乗じた金額を、割増金として加給することができる。

イ、退職手当計算基準俸給

退職手当計算基準俸給は、退職手当本給及び退職手当資格給からなる。

(イ) 退職手当本給

退職手当本給は、標準年齢に応じて定める。

職種等	退職手当 本給 最低額	最低額 適用 標準年齢	標準年齢1歳 当りの加算金額 (定期昇給額)
事務職員 技術職員1・4種 企画専門職員	円 50,000	歳 19	円 2,500
技術職員2種 庶務職員	40,000	19	2,000

(注) 1. 標準年齢とは、予め定めた入行時の基準年齢(新入行者の場合、高校卒19歳、短大卒21歳、大学卒23歳)をもとに、毎年度1歳ずつ加算した年齢区分。
2. 標準年齢51歳以上は定期昇給は行わない。

（ロ）退職手当資格給

退職手当資格給は退職手当基本資格給及び退職手当特別加減給からなる。

a. 退職手当基本資格給

退職手当基本資格給は、資格等に応じて定める（金額は別表 2 参照。以下同じ。）。ただし、管理職については、退職前 5 年間の俸給（管理 1 級昇格後 5 年未満で退職する者については、昇格後退職までの俸給。以下同じ。）の平均値（注）に応じて定める。この場合において、特段の事情により、退職前 5 年間の俸給の平均値に抛り難いと総裁が認めたときは、退職時の俸給に応じて定めることができる。

なお、企画専門職員については、役職定年前の資格に基づき、役職定年前 5 年間の俸給（管理 1 級昇格後 5 年未満で役職定年となった者については、昇格後役職定年までの俸給。）の平均値（注）に応じて定める。これに抛り難い場合には、管理職に準じて取り扱う。

（注） 満年齢 55 歳以上の者の俸給は、1.（4）の適用前の俸給をいう。

b. 退職手当特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、退職手当基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

（1 単位当りの加減給額）

- ・ 管理職・企画専門職員 …… 4,000 円
- ・ 総合職 …… 5,000 円
- ・ 特定職・技術職員 1 種 …… 5,000 円
- ・ 一般職・技術職員 4 種 …… 3,000 円（主管は 3,500 円）
- ・ 技術職員 2 種 …… 3,000 円（作業技師補 1 級以下は 2,500 円）
- ・ 庶務職員 …… 2,500 円

ロ、退職一時金基本支給割合

退職一時金基本支給割合は標準年齢に応じて定める（支給割合は別表 3 参照）。ただし、満年齢 50 歳以上の認定退職者については、退職一時金計算に当たって、標準年齢は 55 歳とする。この場合、定年退職時の標準年齢が 55 歳を下回るときは、定年退職時の標準年齢を適用する。

ハ、功労金支給割合

功労金支給割合は資格、職務等に応じて定めた基本割合及び職務加算割合を合算したものとする。ただし、企画専門職員については、役職定年前の資格、職務等に応じて算出するものとする。

(イ) 管理職

資 格	基本割合
管理 1 級	11.85
	9.05
	7.20
	6.60

職 位	職務加算割合
局長・審議役級	20.40
	19.40
	18.40
参事役級	15.50
	14.50
	13.50
企画役級	11.25
	10.75
	10.30
	9.45
	8.95
	8.50

(ハ) 特定職・技術職員 1 種

資 格	基本割合
副参事 1 級	6.75
	6.30
	5.85
副参事 2 級	5.50
	5.05
	4.25
副参事補	3.80
	2.50
	1.00
特定書記	1.00
	0.95
	0.85

職 位	職務加算割合
企画役補佐級	8.45
	7.20
	5.95
主査・代理	5.95
	3.80
	1.65

(ロ) 総合職

資 格	基本割合
総合 2 級	7.15
	6.75
	5.90
総合 3 級	5.50
	4.25
	1.25
	1.00
	0.95
	0.85

職 位	職務加算割合
企画役補佐級	8.45
	7.20
	5.95
主査・代理	5.95
	3.80
	1.65

(二) 一般職・技術職員 4 種

資 格	基本割合
主 管	8.90
	8.65
	8.40
	8.00
	7.75
	7.55
副主管	7.60
	7.20
	6.75
	6.30
	5.50
	4.65
	4.25
	3.80
	3.35
主務 1 級 主務 2 級	2.95
	2.15
	1.30
副主務 1 級 副主務 2 級 副主務 3 級	1.10
	1.05
	1.00
一般書記	1.00
	0.95
	0.85

職 位	職務加算割合
企画役補佐級	4.20
	3.80
	3.40
主査・代理	3.40
	3.20
	3.00
事務主任	3.00
	2.75
	2.50
事務副主任	1.70
	1.05
	0.45

(ホ) 技術職員 2 種・庶務職員

資 格	基本割合
作業技師 1 級 監督庶務 1 級	22.85
	22.60
	22.35
	18.65
	18.40
	18.20
作業技師 2 級 監督庶務 2 級	15.05
	14.80
	14.55
作業技師 3 級 監督庶務 3 級	13.10
	12.65
	12.25
作業技師補 1 級 監督庶務補 1 級 作業技師補 2 級 監督庶務補 2 級 技術員 1 級 庶務員 1 級	6.75
	6.35
	1.70
	6.75
技術員 2 級 庶務員 2 級	6.35
	1.70
	1.25
	0.85
	0.40

職 位	職務加算割合
主 任	2.10
	1.90
	1.70
副主任	1.45
	1.25
	1.05

二、早期退職加算割合

早期退職加算割合は、基本支給割合及び功労金支給割合を合算したものに職位に応じて定めた割増乗率を乗じたものとする。

職 位	割増乗率
参事役級	0.01
企画役級	0.02

(2) 年金

年金は、事務職員等が満 20 年以上勤続した後において、退職または在職中死亡したときに支給する。

年金は、退職手当計算基準俸給に年金支給割合を乗じた金額を年額とする。年金支給割合は、基本支給割合に資格・職務乗率を乗じたものとする。

(年金支給割合)

イ、基本支給割合

(満年齢 65 歳支給)

標 準 年 齢		支給割合
38 歳 11 か月以上	39 歳 11 か月未満	2.71
39 "	40 "	2.87
40 "	41 "	3.04
41 "	42 "	3.20
42 "	43 "	3.37
43 "	44 "	3.85
44 "	45 "	3.93
45 "	46 "	4.01
46 "	47 "	4.08
47 "	48 "	4.16
48 "	49 "	4.24
49 "	50 "	4.32
50 "	51 "	4.65
51 "	52 "	4.98
52 "	53 "	5.31
53 "	54 "	5.64
54 "		5.97

ロ、資格・職務乗率

資格・職務乗率は、在任した最も上級の資格及び職位等に応じて定めた基本乗率及び職務加算乗率を合算したものとする。ただし、企画専門職員については、役職定年前の資格及び職位等に応じて算出するものとする。

(イ) 管理職

資 格	基本乗率
管理 1 級	1.35
	1.24
	1.15

職 位	職務加算乗率
局長・審議役級	0.17
参事役級	0.15
企画役級	0.13
	0.10

(ロ) 総合職

資 格	基本乗率
総合 2 級	1.15
総合 3 級	1.13
	1.03
	1.00

職 位	職務加算乗率
企画役補佐級	0.12
主査・代理	0.06

(ハ) 特定職・技術職員 1 種

資 格	基本乗率
副参事 1 級	1.14
副参事 2 級	1.13
	1.12
副参事補	1.10
	1.03
特定書記	1.03
	1.00

職 位	職務加算乗率
企画役補佐級	0.10
主査・代理	0.05

(二) 一般職・技術職員 4 種

資 格	基本乗率
主 管	1.15
副主管	1.14
	1.13
	1.07
主務 1 級	1.05
主務 2 級	1.05
副主務 1 級	1.03
副主務 2 級	1.03
副主務 3 級	1.03
一般書記	1.03
	1.00

職 位	職務加算乗率
企画役補佐級	0.04
主査・代理	0.03
事務主任	0.02
事務副主任	0.01

(ホ) 技術職員 2 種・庶務職員

資 格	基本乗率
作業技師 1 級	1.24
監督庶務 1 級	1.23
作業技師 2 級	1.22
監督庶務 2 級	1.22
作業技師 3 級	1.22
監督庶務 3 級	1.22
作業技師補 1 級	1.10
監督庶務補 1 級	1.10
作業技師補 2 級	1.10
監督庶務補 2 級	1.10
技術員 1 級	1.10
庶務員 1 級	1.10
技術員 2 級	1.10
庶務員 2 級	1.00

職 位	職務加算乗率
主 任	0.09
	0.05
副主任	0.08
	0.04

5. エキスパート職員の月手当

エキスパート職員（専任職及び業務職）の月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

時間給は下表のとおりとする。ただし、下表の金額を下回る時間給を適用することが適当と認められる者に対する時間給の金額は、総裁が別に定める。

（１）専任職（管理職等から再雇用された者）

時 間 給
円
4,395
4,187
3,979
3,771
3,556
3,348
3,140
2,983

（２）業務職

イ、事務職員、技術職員１種、技術職員４種または企画専門職員から再雇用された者

時 間 給
円
2,931
2,828
2,723
2,620
2,510
2,406
2,301
2,198
2,093
1,990
1,885
1,782
1,676
1,573
1,463
1,411
1,360
1,307
1,255
1,203

ロ、技術職員２種または庶務職員から再雇用された者

時 間 給
円
1,937
1,834
1,729
1,625
1,515
1,411
1,307
1,255
1,203

(別表 1)

基本資格給(月額)

1. 事務職員および技術職員 1・4 種

(1) 総合職

資格	基本資格給
総合 2 級	円
	675,960
	600,310
	543,070
	490,010
	435,900
	396,770
総合 3 級	301,910
	226,890
	177,000
	175,000
	158,000
	155,000
	122,000
	110,000
	107,000
	105,000
	94,000

(2) 特定職および技術職員 1 種

資格	基本資格給	
	2ブロック 適用者以外	2ブロック 適用者
副参事 1 級	円	円
	603,090	611,670
	543,070	551,660
	500,200	508,770
	468,050	476,620
副参事 2 級	442,320	449,810
	390,880	398,380
	374,790	382,310
副参事補	298,710	304,060
	269,770	275,120
	225,820	230,120
	208,660	212,960
	191,530	195,810
	190,450	194,730
	189,370	193,670

資格	基本資格給	
	2ブロック 適用者以外	2ブロック 適用者
特定書記	174,380	174,380
	173,300	173,300
	172,240	172,240
	171,160	171,160
	170,090	170,090
	169,030	169,030
	157,000	157,000
	147,000	147,000
	142,000	142,000
	122,000	122,000
	110,000	110,000
	107,000	107,000
	105,000	105,000
	94,000	94,000

(注)「2ブロック適用者」とは、特定職のうち、総裁が定める勤務地域ブロックを2つ選択している者。

(3) 一般職および技術職員 4 種

資格	基本資格給	資格	基本資格給
主 管	円	副主務 2 級	214,030
	630,940		209,740
	564,500		205,450
	510,920	副主務 3 級	200,090
	489,480		197,950
副主管	468,050		195,810
	435,900		191,530
	419,810		189,370
	409,100		187,230
	393,030	一般書記	181,890
	382,310		179,740
	366,230		177,600
	355,520		175,440
	344,780		173,300
	334,060		171,160
主務 1 級	312,630		169,030
	301,910		166,880
	291,190		147,000
	280,480		138,000
主務 2 級	269,770		127,000
	262,260		122,000
	254,760		110,000
	248,330		107,000
副主務 1 級	237,620		105,000
	231,180		94,000
	224,750		

2. 技術職員 2 種

資格	基本資格給
	円
作業技師 1 級	573,070
	519,480
	498,050
	476,630
	465,900
作業技師 2 級	455,180
	444,460
	439,100
	433,750
作業技師 3 級	410,150
	394,060
	383,350
	372,640
作業技師補 1 級	356,560
	352,290
	347,990
	343,700
作業技師補 2 級	326,550
	323,340
	320,140
	316,920

資格	基本資格給
技術員 1 級	297,620
	295,480
	293,320
	291,180
	289,050
	284,760
	282,610
	280,470
技術員 2 級	278,330
	276,190
	265,480
	263,320
	261,180
	259,030
	256,890
	252,600
	250,470
	248,310
	246,180
	244,030
	193,670
	191,520
	187,210
	170,080
	150,800
	140,090

3. 庶務職員

資格	基本資格給
	円
監督庶務 1 級	544,140
	487,340
	465,900
	444,460
	433,750
監督庶務 2 級	423,030
	412,310
	406,950
	401,600
監督庶務 3 級	385,520
	380,170
	374,780
	369,420
監督庶務補 1 級	355,500
	351,200
	346,930
監督庶務補 2 級	342,630
	325,490
	322,260
	319,060
	315,840

資格	基本資格給
庶務員 1 級	286,900
	284,760
	282,610
	280,470
	278,330
	263,320
	261,180
	259,030
庶務員 2 級	256,890
	254,750
	222,600
	220,450
	218,310
	216,160
	214,020
	204,380
	202,240
	200,090
	197,950
	195,790
	189,360
	187,210
	182,950
	165,780
	146,500
	135,780

(別表 2)

退職手当基本資格給

1. 事務職員および技術職員 1・4 種

(1) 管理職

資 格	基本資格給 円
管理 1 級	254,000
	239,000
	230,000
	220,000
	210,000
	206,000
	200,000
	195,000
	190,000
	186,000

(2) 総合職

資 格	基本資格給 円
総合 2 級	180,000
	165,000
	155,000
	150,000
	140,000
	135,000
総合 3 級	115,000
	100,000
	40,000
	30,000

(3) 特定職および
技術職員 1 種

資 格	基本資格給 円
副参事 1 級	165,000
	162,000
	156,000
	150,000
副参事 2 級	130,000
	128,000
	120,000
副参事補	110,000
	105,000
	100,000
	45,000
特定書記	40,000
	30,000

(4) 一般職および
技術職員 4 種

資 格	基本資格給 円
主 管	129,000
	115,000
	109,000
	106,000
	103,000
副主管	96,000
	93,000
	90,000
	77,000
	74,500
主務 1 級	68,500
	68,000
	67,500
	67,000
主務 2 級	66,500
	66,000
	65,500
	65,000

資 格	基本資格給
副主務 1 級	48,000
	47,500
	47,000
副主務 2 級	46,500
	46,000
	45,500
副主務 3 級	45,000
	41,000
一般書記	40,000
	30,000

2. 技術職員 2 種

資 格	基本資格給
	円
作業技師 1 級	113,000
	109,500
	106,500
	103,000
	99,500
作業技師 2 級	97,500
	96,000
	94,500
	93,000
作業技師 3 級	85,500
	85,000
	84,500
	84,000
作業技師補 1 級	44,250
	44,000
	43,750
	43,500

資 格	基本資格給
作業技術補 2 級	43,250
	43,000
	42,750
	42,500
技術員 1 級	40,500
	40,000
技術員 2 級	38,000
	37,500
	20,000

3. 庶務職員

資 格	基本資格給
	円
監督庶務 1 級	95,500
	92,000
	89,000
	86,000
	83,000
監督庶務 2 級	82,000
	80,500
	79,500
	78,500
監督庶務 3 級	74,500
	74,000
	73,500
	73,000
監督庶務補 1 級	31,750
	31,500
	31,250
	31,000

資 格	基本資格給
監督庶務補 2 級	30,750
	30,500
	30,250
	30,000
庶務員 1 級	25,500
	25,000
庶務員 2 級	23,000
	22,500
	20,000

(別表3)

退職一時金基本支給割合

月\標年	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	標年/月
0		0.42	0.90	1.61	2.40	2.86	3.33	3.80	4.38	5.00	5.94	6.98	8.03	9.08	10.17	11.68	13.23	15.21	17.19	0
1		0.46	0.96	1.68	2.43	2.90	3.37	3.85	4.43	5.07	6.02	7.07	8.12	9.17	10.29	11.80	13.40	15.37	17.35	1
2		0.49	1.02	1.75	2.47	2.94	3.40	3.90	4.48	5.15	6.11	7.16	8.21	9.25	10.42	11.93	13.56	15.54	17.52	2
3		0.53	1.08	1.81	2.51	2.98	3.44	3.95	4.53	5.23	6.20	7.25	8.29	9.34	10.54	12.06	13.73	15.70	17.68	3
4		0.57	1.13	1.88	2.55	3.02	3.48	4.00	4.58	5.31	6.29	7.33	8.38	9.43	10.67	12.18	13.89	15.87	17.85	4
5		0.61	1.19	1.95	2.59	3.06	3.52	4.04	4.63	5.38	6.37	7.42	8.47	9.52	10.80	12.31	14.06	16.03	18.01	5
6		0.65	1.25	2.02	2.63	3.09	3.56	4.09	4.68	5.46	6.46	7.51	8.56	9.60	10.92	12.44	14.22	16.20	18.18	6
7		0.69	1.31	2.09	2.67	3.13	3.60	4.14	4.72	5.54	6.55	7.60	8.64	9.69	11.05	12.56	14.39	16.36	18.34	7
8		0.73	1.37	2.15	2.71	3.17	3.64	4.19	4.77	5.62	6.63	7.68	8.73	9.78	11.17	12.69	14.55	16.53	18.51	8
9		0.77	1.43	2.22	2.75	3.21	3.68	4.24	4.82	5.69	6.72	7.77	8.82	9.86	11.30	12.81	14.71	16.69	18.67	9
10		0.81	1.48	2.29	2.78	3.25	3.72	4.29	4.87	5.77	6.81	7.86	8.90	9.95	11.43	12.94	14.88	16.86	18.84	10
11	0.38	0.84	1.54	2.36	2.82	3.29	3.75	4.34	4.92	5.85	6.90	7.94	8.99	10.04	11.55	13.07	15.04	17.02	19.00	11
月\標年	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55以上	標年/月	
0	19.17	21.15	23.13	25.23	27.32	20.13	21.29	23.74	26.19	28.75	31.31	33.87	36.43	38.99	41.59	44.62	47.65	50.63	0	
1	19.33	21.31	23.31	25.40	27.50	20.21	21.50	23.94	26.40	28.96	31.53	34.09	36.65	39.21	41.85	44.87	47.90		1	
2	19.50	21.48	23.48	25.58	27.67	20.30	21.70	24.14	26.62	29.18	31.74	34.30	36.86	39.42	42.10	45.12	48.15		2	
3	19.66	21.64	23.66	25.75	27.85	20.39	21.90	24.35	26.83	29.39	31.95	34.51	37.07	39.63	42.35	45.38	48.40		3	
4	19.83	21.81	23.83	25.93	28.02	20.48	22.11	24.55	27.04	29.60	32.17	34.73	37.29	39.85	42.60	45.63	48.66		4	
5	19.99	21.97	24.01	26.10	28.20	20.56	22.31	24.75	27.26	29.82	32.38	34.94	37.50	40.06	42.85	45.88	48.91		5	
6	20.16	22.14	24.18	26.28	28.37	20.65	22.51	24.96	27.47	30.03	32.59	35.15	37.71	40.27	43.11	46.13	49.16		6	
7	20.32	22.30	24.36	26.45	28.55	20.74	22.72	25.16	27.68	30.24	32.81	35.37	37.93	40.49	43.36	46.39	49.41		7	
8	20.49	22.47	24.53	26.63	28.72	20.83	22.92	25.37	27.90	30.46	33.02	35.58	38.14	40.70	43.61	46.64	49.66		8	
9	20.65	22.63	24.71	26.80	28.90	20.91	23.12	25.57	28.11	30.67	33.23	35.79	38.35	40.91	43.86	46.89	49.92		9	
10	20.82	22.80	24.88	26.98	29.07	21.00	23.33	25.77	28.32	30.88	33.45	36.01	38.57	41.13	44.12	47.14	50.17		10	
11	20.98	22.96	25.06	27.15	20.04	21.09	23.53	25.98	28.54	31.10	33.66	36.22	38.78	41.34	44.37	47.39	50.42		11	